

## 村の選挙と社会的弱者 -- インド (特集 選挙の風景)

著者	近藤 則夫
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	251
ページ	16-17
発行年	2016-08
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00002890">http://hdl.handle.net/2344/00002890</a>

# 村の選挙と社会的弱者

—インド—

近藤 則夫

インドでは選挙は政治活動とい  
うだけでなく、社会的イベントで  
もある。選挙は、大統領、連邦議  
会の下院および上院、州議会（大  
きな州では上院が設置されている  
場合もある）、州の県―郡―行政  
村と基本的に三層に分かれる地方  
自治体である「パンチャヤト制  
度」など、多層で行われる。パン  
チャヤト制度は一九九三年の憲  
法改正によって制度の基本部分は

た。独立以来、インドでは選挙は  
定期的に行われ、多くの問題を抱  
えつつも定着しているといつてよ  
い。そこには社会の多様性を反映  
して日本ではみられない様々な仕  
組みがあるが、ひとつの重要な特  
徴は多様な民族や後進的階層間の  
バランスの重視である。

## ●連邦制における州間のバラ ンス

全国一様となったが、州の管轄事  
項であるため、州ごとに細部の名  
称、仕組みは異なる。このなかで  
人々の直接選挙により議員が選出  
されるのは連邦議会下院、州議会、  
および、パンチャヤト制度であ  
る。選挙は五年ごとに小選挙区制  
で行われる（ジャンムー・カシミ  
ール州の州議会のみ六年ごと）。  
有権者の年齢は一九八八年より  
二一歳から一八歳に引き下げられ

民族的バランスについては、連  
邦下院議員定数の州間の配分が長  
期にわたり固定されているのが重  
要である。インドでも長期的な人  
口変動に対応するため、一〇年ご  
とに行われる国勢調査のデータに  
基づき定期的に区割りが行われて  
いる（最新は二〇〇八年）。しかし、  
一九七六年には一九七一年国勢調  
査に基づいて州間の議席配分を  
二〇〇〇年まで固定すること、さ

らに二〇〇一年には議席配分を  
二〇二六年まで固定することが憲  
法改正で決まった。これは、もし、  
人口比で区割りを見直すと、人口  
成長率が高い北部諸州などに議席  
が多く配分されてしまい、南部な  
どの諸州が政治的に不利になつて  
しまうのを避けるためである。州  
の基本的構成原理は言語や文化で  
あり、その意味で州は民族に連な  
る単位である。したがって州間の  
議席定数の安易な変更は民族的感  
情を刺激する可能性があり、それ  
を避けるための連邦国家ならではの  
取り決めといつてよい。しかし、  
結果として極端な「一票の格差」  
が生じている。たとえば二〇一四  
年連邦下院選挙では、選挙人数が  
最小であるアラビア海上のラク  
シャドゥウィープ選挙区  
（四万九九〇〇人）と最大のアー  
ンドラ・プラデーシュ州マルカジ

ギリ選挙区（三一八万三〇〇〇人）  
の比は六三・八倍にもなっている。

## ●社会的弱者層に対するバラ ンスとしての留保制度

社会的バランスという点では、  
社会的弱者に対しても配慮がなさ  
れていることが特徴である。連邦  
下院を例にとれば、五四三の選挙  
議席は一般議席と、不可触民とし  
て歴史的に差別を受けてきた「指  
定カースト」（SCs）および後  
進的な「指定部族」（STs）に「留  
保」される議席に分類される。現  
在、人口比に応じて前者は八四議  
席、後者は四七議席である。これ  
に加えて二議席を大統領がアング  
ロインディアンから選ぶことにな  
っている。SCs／STsの留保  
議席は彼らが社会的に発展し一般  
の人々と同じレベルになれば廃止  
されることになっているが、社会  
的疎外、後進性は解消されたとは  
言い難く、一〇年ごとの見直しで  
も継続が決議され続けてきた。

社会的に後進的な階層に議席を  
留保して政治的発言力を保障する  
という仕組みは、州政府下のパン  
チャヤト制度ではさらに細分化  
している。多くの州でSCs／S  
Tsに加えて「その他後進階級」



村の小規模公共事業：「カラランジャー」と呼ばれるレンガ舗装による村道（2012年2月26日筆者撮影）

（OBCs）、女性に留保制度を設定している。OBCsとは、SCs/STsに対するような社会的疎外はないが、社会的・教育的に後進的とされる階層である。女性の留保枠が設定されたのは、女性の地位の低さゆえである。ちなみに連邦下院、州議会でも女性留保議席を設けることが今日まで度々議論されているが、実現していない。

以上の留保制度は、社会階層間の大きな格差がなくなれば消滅すべきもので、その意味では、いわば、過渡的な制度である。しかし、そこには「過渡期の制度」ゆえに様々な問題点が存在する。それが最も鮮明になるのが、パンチャーヤト制度、特に行政村レベルの選挙である。行政村の公職、特に村長は政府による貧困軽減事業や各種の社会開発事業の決定において大きな影響力を持ち、誰が村長に選ばれるかによって、村人の利害関係に大きな影響を及ぼす可能性

があるからである。以下、筆者が調査したことのある北インドのウツタル・プラデーシュ州東部の村の経験を紹介してみたい。

### ●選挙における留保制度と村の政治

同州では、各地域のSCs/STs、OBCsの人口比に応じて、女性の場合は一律三三%として、村長や村会メンバーに留保枠を設けている。SCs/STs、OBCsが集中している地域が特定できない場合や、女性の場合は、留保枠はローテーションされる。村レベルの政治、特に様々な政府事業がからむ場合、決定的に重要なポストは村長である。問題はどのような留保制度を特徴とする選挙で村長になった者が、村の選挙で合言葉となる「開発」のために適切な役割を果たせるかどうか、である。

筆者が二〇一二年一二月に訪れたA県のN村では二〇一〇年の行政村の選挙で村長はOBCsかつ女性に留保されていた。そのためOBCs出身で女性のSDさんが村長となっていた。以下は筆者との会話である。

Q：なぜ、村長になったのですか？

A：村のすべての人の開発のため村長になりました。

Q：村長の仕事はどうですか？

A：村長をやるのは悪くないです。会議にはだいたい夫が来てくれるし、いつも助けてくれます。前の村長は、たいしたことをしなかつたが、私は溜池を作りました。この一年で村会を二回やりましたが、議題は開発に関することが主で、「カラランジャー」と呼ばれるレンガによる村道の舗装事業、貧困層（SCsの人々を優遇）のための「インディラ住居事業」、ハンドポンプなどの要求について話し合い、事業を県へ要求したりしました。

このように村長は政府の開発事業を村に導入する場合、まとめ役を果たしているが、気になるのは「夫」の存在である。女性の声を政治に届けるための女性留保制度であるが、多くの調査で女性は、実際上は「夫」や有力者の「操り人形」化しているといわれる。これも実態はそれに近い。次は同じ行政村内でSCsが集中する地区のSCs出身の初老の男性との面談である。

Q：今の村の状況はいかがですか？

A：前の村長は同じSCs出身（前の選挙の時は村長はSCsに留保されていた）であったが、その時は井戸の修復や、カラランジャー、インディラ住居事業など一定のことをこの地区のためにやってくれたが、今の村長は何もしてくれない。道路工事での道路コースの決定などでは自分の都合のよいようにしてしまう問題がある。

インドのように極端な格差が存在する社会では、弱者の声を政治の場に届ける制度は過渡期の仕組みとしては必要なものであろう。しかし、弱者層の声を政治行政にバランスよく反映させるとい選挙制度の意図が実現されるのはまだまだ時間がかかりそうである。

（こんどう のりお／アジア経済研究所 南アジア研究グループ）



貧困層向け住宅建設補助事業の標識「事業名：『インディラ住居』、事業年：2008年2月、受益者名、村名、助成金：35000ルピー」（2012年2月29日筆者撮影）